

仕 様 書

1 名称

秋田県立能代科学技術高等学校物品移設業務委託

2 場所

能代工業高等学校 能代市盤若町 3 の 1

能代西高等学校 能代市真壁地上野 1 9 3

3 委託概要

能代科学技術高校開校のため、能代工業高等学校及び能代西高等学校の校舎から新校舎へ物品を運搬する。

- (1) 日程 梱包資材納入（段ボール箱、荷札等） ～令和 2 年 1 2 月中旬
事前準備（物品確認、養生、梱包等） 令和 3 年 1 月上旬～下旬
事前準備（建物養生等） 令和 3 年 2 月上旬～中旬
物品運搬 令和 3 年 2 月下旬～3 月下旬
※現在、新校舎建設中のため日程は変更する場合がある。

(2) 業務の条件

- ・物品運送時に公道を走行するため、貨物自動車運送事業法等の法令に定めのある必要な許可を有していること。
- ・受託者は、作業日の運搬作業が円滑に行えるように、その手順、日程の詳細について発注者と協議し、作業行程表を作成して発注者に提出すること。

(3) 物品の梱包及び校舎の養生等について

- ・受託者は、物品又は校舎の破損を防ぐために十分な措置を講ずる。なお、実習棟を含む現校舎については養生等を要しない。
- ・受託者は、運搬及び養生等に必要な車両、機器、梱包（段ボール箱、テープ、荷札等）、養生資材（ベニヤ板、養生テープ等）等を準備する。なお、梱包に必要な資材の数量は、移設物品の総量に応じて決定することとし、発注者が指示する期日までに引き渡しを行うこと。
- ・養生資材について、新校舎の養生を施している期間が 2 ヶ月程度であるほか、重量物の運搬が想定されるため、床面の養生は耐荷重が 5 0 0 k g 程度以上

且つ防災効果のある資材にて行うこと。

- ・新校舎の養生について、購入物品の搬入時期と重なるため、床養生等を他者が使用することを承諾すること。その際、養生の機能を著しく損なう損傷があった場合は、使用者及び発注者が現状復旧等の対処を行う。
- ・受託者の責任による校舎、物品等の破損については、賠償の対象となる。
- ・作業に伴い発生する養生材、機材、梱包資材等の残材及び不要物は、全て受託者が持ち帰ること。

(4) 移設物品

- ・別途一覧表のとおり（一般物品＋電気科実習用設備）。

※電気科実習用設備のうち、機械N o 1～N o 1 3については、据え付け時に土台の穴開け加工及びアンカーボルト等による固定を行うこと。

(5) 移設場所

- ・別途校舎配置図及び校舎平面図のとおり。

(6) その他

- ・その他、移設物品、搬入搬出経路、建物周囲の状況及び移設場所に関する詳細事項については事前に現場、現物を確認すること。なお、現場確認の日程調整等については学校事務室へ連絡すること。

4 補足事項

○全体

- (1) 教室・特別・管理棟及び実習棟とも、特別な事情がある場合を除き運搬にエレベーターを使用することができる。なお、エレベーターの大きさはW：1, 400mm×D：1, 350mm×H：2, 300mm、最大積載重量は750kgとする。
- (2) 主に物品の搬入は、教室・特別・管理棟については南側物品搬入口を、実習棟は1階実習室付属の物品搬入口を使用するものとするが、その他出入り口も他に支障を来さない場合は使用することが出来る。なお、教室・特別・管理棟南側物品搬入口は仮設道路面から1mほど高くなっているほか、正面玄関は旧校舎の解体に伴い幅（1m～2m程度）、地面（不整地）等の制限がある。
- (3) 教室・特別・管理棟の南側、新実習棟の周囲（北側面を除く）は敷鉄板による養生がされているため、運搬用車両の乗り入れができる。
- (4) 電源、電話線、LANケーブル等の電気機器に係る配線の脱着は発注者が行う。

○一般物品

- (1) 原則、書類、小型教材等の梱包等は発注者が行い、ロッカー、机等は物が入っていない状態で引き渡すものとする。受注者の提供する段ボール箱等の梱包資材に入らない大きさの物品については梱包しない。
- (2) 原則、運搬する物品又は梱包済み段ボール箱には発注者が移設先を記すこととし、必要な荷札（ラベル）は受注者が必要枚数を提供する。
- (3) 運搬物品の変更・増量については、協議の上、作業予定日数及び契約額に変更を生じない範囲で発注者の要望に応じること。

○電気科実習用機械

- (1) 運搬する機械類について、現在はコンクリート製台座にアンカーボルト等で固定されているため、これを取り外して運搬の後、機械本体を運搬先の所定の場所（コンクリート製台座）に穴開け加工及びアンカー固定を行うこと。なお、端子盤等の固定、電源の接続は本事業に含まないものとする。
- (2) 運搬に際しては本体機械に付属する計器、端子盤と分離せずに運ぶこと（分離した場合の復旧作業が困難なため）。運搬する際は機器類が分離しないよう養生を施すこと。
- (3) 機械N o 1 5 「模擬素子盤」は大型且つ相当重量があるため、搬出に必要な壁の撤去、手すりの除去等の現校舎の改修を協議の上で認める場合がある。
- (4) 運搬先が2階であるため、実習棟1階屋上部分の2階物品搬入口の使用を認める。